

意見書

平成 22 年 8 月 30 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーひーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年7月27日付け情通審第49号で公告された「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きりますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

| 章 | | 具体的な内容 |
|---------------------------------|--|---|
| 序章 沿革と環境 変化 | 2. 電気通信市 場における 環境変化 | <p>現在は、PSTNからIP網への移行期にあり、PSTNとIPの二重設備を運用していることに起因するコスト増が発生していますが、国民経済的な観点からも、このコスト増を抑制するために移行期間は可能な限り短くし、PSTNからより効率的なIP網への移行を加速化すべきです。</p> <p>また、このような環境変化に応じて、PSTN接続料の算定の在り方についても、現行の原則論に縛られることなく、柔軟な見直しを適時適切に行うべきと考えます。</p> |
| 第1章 平成23年度 以降の接続 料算定方式 | 1. 改良モデル の評価 | <p>改良モデルは、第四次モデルと比べて、より精緻化が図られたモデルであると考えます。しかしながら、今後 PSTN トラヒックの減少がさらに進展する可能性に鑑みれば、公正競争や消費者利便への影響が顕在化する恐れもあるため、今回の答申後速やかに、PSTNからIP網への移行という環境変化を踏まえた新モデルの検討を開始すべきと考えます。</p> |
| | 2. 現行の接続 料算定方式 の評価と平 成23年度以 降の接続料 算定方式の 扱い | <p>長期増分費用方式(以下、「LRIC」という。)は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」という。)の非効率性排除及び接続料算定の透明性・公正性確保という観点から有用な算定方式です。</p> <p>よって、今後IP網への移行がさらに進展する環境においてもLRICの採用が適切であり、IP網をベースとした新たなLRICモデル(以下、「IPモデル」という。)を速やかに構築すべきと考えます。IPモデル適用開始時期については後述するとおり、市場環境の変化やモデル構築期間を考慮し、平成24年度とすべきと考えます。</p> <p>なお、平成23年度については、IP網への移行期における非効率性を排除するための暫定措置として、改良モデルの入力値にIP電話トラヒックを加える方式(以下、「PSTN定常」という。)を採用すべきと考えます。</p> <p>また、IP網への移行期においては、不可避的に発生する二重設備コスト以外にも過剰な残存設備やその保全費に係るコスト等が発生する可能性があると考えます。このような非効率性については、徹底して排除すべきであり、そのためには、欧州での動向※も参考にしつつ、NTT東西殿のコスト回収を前提とした接続料算定方式からの脱却を図るためのプライシング議論も必要と考えます。</p> <p>※ 欧州においては、EC(European Commission)及びBEREC(Body of European Regulators for Electronic Communications)が移行に伴う二重費用(あるいは利用率の低下による余剰費用)は、効率的費用ではなく、事業者のイノベーションの促進や消費者利便のためにも接続料原価に含めるべきではない旨の指針を示しています。これに伴い、各国規制当局は自らイニシアティブを取り、事業者のIP網への</p> |

| | | |
|------------------------|--------------------------------|--|
| | | <p>移行に係る追加コストの回収に拘泥しない、仮想的な効率的事業者のコストに基づく算定方式を採用する方向にあります。</p> <p><参考></p> <p>EC 「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT accompanying the COMMISSION RECOMMENDATION on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU EXPLANATORY NOTE」(2009/5/7)P7-P32 http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecommerce/doc/implementation_enforcement/eu_consultation_procedures/explanatory_note.pdf</p> <p>BEREC 「ERG Common Statement on Regulatory Principles of IP-IC/NGN Core – A work program towards a Common Position」(2008/10/16) P84 http://berec.europa.eu/doc/publications/erg_08_26_final_ngn_ip_ic_cs_081016.pdf</p> |
| 第2章 NTSコストの扱い | 2. 平成23年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い | <p>NTSコストの取り扱いについては、平成16年10月19日付け情報通信審議会答申(以下、「平成16年答申」という。)において、すべてのNTSコストを基本料の費用範囲の中で回収することが適当と整理されましたが、平成19年9月20日付け情報通信審議会答申において、ユニバーサルサービス制度の補填額について利用者負担を抑制する観点から「当分の間の措置」として、き線点RT-GC間伝送路コスト(以下、「当該コスト」という。)については接続料原価へ算入することとされました。</p> <p>平成16年答申の結論を踏まえれば、まずは、NTT東西殿のコストを精査したうえで、基本料での当該コストの回収可能性を検証すべきであり、今後行われるユニバーサルサービス政策委員会においても、当該コストの取り扱いについては、基本料での回収を前提に議論し、結論を得るべきです。</p> <p>なお、これらの議論で結論が得られた場合、当該コストを接続料原価から即座に控除する旨を今回の答申に明記すべきと考えます。</p> |
| 第3章 接続料算定に用いる入力値の扱い | 2. 平成23年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い | <p>平成23年度の接続料算定方式に改良モデルを用いるに当たっては、前述のとおり、入力値としてPSTNトラヒックに加えPSTNから移行したIP電話トラヒック分も加えるべきと考えます。</p> <p>このPSTN定常方式であれば、改良モデルの変更を要さず、入力値に応じてモデル上のコストも増減するため、移行期における非効率性を排除しつつ、需要に応じた適正な原価を算定することが可能と考えます。</p> |

| | | |
|---------------------------|----------------------------|--|
| 第4章 接続料における東西格差 | 2. 平成23年度以降の接続料における東西格差の扱い | <p>NTT東西殿は別の事業会社であり、ヤードスティック競争を進展させるためにも、その接続料は個別に設定されるべきと考えます。</p> <p>その結果として、競争原理が働きNTT東西殿双方において、サービスの一層の多様化や利用者料金の低廉化に繋がる等、消費者利便の向上にも資すると考えます。</p> |
| 第5章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間 | | <p>IP電話の回線数が平成23年度末にはPSTNを上回り、その後、IP網への移行がさらに進展するとの予測があることに鑑み、PSTNをベースにしている改良モデルについては、平成24年度以降、市場の実態に則らないモデルとなる可能性があります。</p> <p>従って、まずは平成24年度以降の算定方式としてIPモデルを適用することを目指すべきであり、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、あくまでIPモデル適用開始までの期間、すなわち平成23年度の1年間に限定するのが適当と考えます。</p> |
| 第6章 次期見直しに向けた課題 | 1. 接続料算定方式の見直しに向けた検討 | <p>IPモデルについては、必ずしも最初から完璧なモデルを志向する必要はなく、例えば、改良モデルにおける算定ロジックの一部をそのまま活用する等、新たに検討すべき項目を絞り込むことで、約1年～1年半でのモデル構築が可能と考えます。今回の答申後直ちに検討を開始すれば遅くとも平成24年度内には算定方式として確定可能であるため、当該年度初めに遡及してIPモデルによる接続料を適用すべきと考えます。</p> <p>また、PSTN定常は新モデルの提案ではなく改良モデルの入力値に係る提案であり、平成23年度接続料から適用可能な方式です。次回の接続政策委員会においても議論の上、平成23年度接続料へのPSTN定常の適用について、今回の答申に検討すべき事項として記載していただきたいと考えます。</p> |
| | 2. その他 | <p>メタルから光への移行により、ドライカッパ等のレガシー系サービス全般の需要も減少傾向に歯止めがかからず、その接続料は上昇を続けています。一方で、FTTH市場における公正競争環境も十分に整備されていないため、接続事業者はFTTHサービスへの移行もままならない状況です。</p> <p>このような状況においては、接続事業者の提供するレガシー系サービスの進展が望めないばかりか、市場退出のリスクが高まる等、健全な市場環境の形成が阻害される可能性が強く懸念されます。</p> <p>従って、PSTN接続料の抜本的見直しと並行してドライカッパ等レガシー系サービスの接続料算定方法についても、接続料原価における未利用芯線や需要におけるFTTHへ移行した回線の扱い等に関し、抜本的な改善策を講じることが必要と考えます。</p> |

以上